

改修工事申請書

みずきが丘住宅団地管理組合法人理事長殿

(管理組合受付 No.)

申請日 20 年 月 日
 住戸番号 号棟 号室
 申請者 (印)
 電話番号 — —

(管理組合受付印)

非居住の組合員
の連絡先

住 所 : _____
 日中の連絡先 : _____

表記住宅について、下記のとおり住宅の一部模様替え・修繕等を行いたく、必要書類を添付して申請します。

工事実施につきましては、「みずきが丘住宅団地管理組合法人規約」、及び「住宅等の改造・模様替え及び修繕等に関する協定」、並びに「みずきが丘住宅リフォームガイド」の記載事項を遵守し、工事において不都合が生じた場合は、自己の責任において対処し後日異議の申立てをいたしません。

1. 工事遵守事項

- 建築基準法及び関係法令に適合するよう施工します。
- 従来建物及び施設の機能低下をきたしません。
- その他、「みずきが丘住宅団地管理組合法人規約」、及び「住宅等の改造・模様替え及び修繕等に関する協定」、並びに「みずきが丘住宅リフォームガイド」を遵守し施工します。

2. 工事内容等

施工場所 及び部位	※該当する工事部位の□にチェックを入れてください。 <リフォームガイド5【2】リフォーム工事確認リスト参照>
	各室部位 <input type="checkbox"/> 床 <input type="checkbox"/> 壁 <input type="checkbox"/> 天井 <input type="checkbox"/> 建具 (室内建具) 設備 <input type="checkbox"/> 浴室設備 <input type="checkbox"/> 洗面、洗濯設備 <input type="checkbox"/> トイレ設備 <input type="checkbox"/> システムキッチン <input type="checkbox"/> 空調設備 <input type="checkbox"/> 給湯設備 <input type="checkbox"/> 電話、TV設備 (上記設備にはガス、上下水道、電気等の配線配管工事を含む) <input type="checkbox"/> 造作家具 <input type="checkbox"/> バルコニー・専用庭の設備、造作 <input type="checkbox"/> その他 ()

工事内容	
工事方法、 使用材料、 使用器具など	
添付資料	<p>①施工場所（施工方法）が判る「平面図」「断面図」などの工事詳細図を添付して下さい。</p> <p>②5日以上にわたる工事に対しては「工程表」を添付して下さい。</p> <p>③その他、製品カタログなど使用部材が判る資料も随時添付して下さい。</p> <p>※本申請書に添付する資料の、該当欄にチェックを入れて下さい。</p> <p> <input type="checkbox"/> 平面図 <input type="checkbox"/> 工事詳細説明図 <input type="checkbox"/> 工程表 <input type="checkbox"/> 住宅のリフォーム等のお知らせ <input type="checkbox"/> その他、理事長が提出を指示するもの（後日提出可） () </p>

3. 工事予定日

年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
--

4. 販売店および施工会社（名刺があれば一緒にご提出ください。）

(販売店および施工会社) ※販売店と施工会社が異なる場合に記入		
販売店名 :	電話	— —
施工会社名 :	電話	— —
住所 :		
担当者 :		
(施工会社が加入している保険について) 該当する資格にチェックを入れて下さい。		
<input type="checkbox"/> 建設工事に関する保険（対物保障） <input type="checkbox"/> 賠償責任に関する保険（第三者保障） <input type="checkbox"/> 「住宅瑕疵担保責任保険法人」に登録されている <input type="checkbox"/> 上記のいずれにも未加入		

5. 工事内容チェックリスト

当団地管理組合法人発刊の「みずきが丘住宅リフォームガイド」を精読すると共に、以下の注意事項を確認の上、各項目の□欄へチェックマークを入れてから、次頁の誓約書に署名・捺印をして下さい。

- 床・壁・天井・梁などのコンクリートの鉄筋に達する深さの穴あけは禁止とする。
- コンクリートのはつりや換気・配管スリーブなどのコア抜きは絶対禁止とする。
これに反した場合は、法的措置をとることがある。
- 振動ドリルの使用など騒音を連續して発する場合は該当の階段室および隣接する階段室にお知らせを掲示する。
- 床の工事については、遮音等級 LL-45(△LL-4)上の遮音性能を確保する。(除く：
1階住戸)
 - a. 施工材料の遮音等級を確認できる資料を添付する。
 - b. 施工後に違反が確認された場合は、申請者の責任で即時改修する。
- 給排水管の工事については、リフォームガイド 5【3】3～5の仕様基準を守る。
- 浴室の工事については、リフォームガイド 5【3】6の仕様基準を守る。
- 壁内テレビアンテナ配線は共用部分である。室内の壁面テレビ受信端子は、交換や撤去或いは、壁紙・据付け家具などで遮蔽しないこと。
- リフォーム工事のための車両は事前に管理組合事務所に届出て、「駐車許可証」を得て、運転席の見える場所に掲示のうえ、指示された場所に駐車すること。